

○総務省令第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項、第四十八条の二第八項及び第二百七十二條の規定に基づき、公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日

総務大臣 山本 早苗

公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二条 削除</p> <p>別記</p> <p>第三号様式 削除</p> <p>第四号様式の二（選挙人名簿登録証明書の様式）（第三条関係）</p> <p>〔様式略〕</p> <p>備考</p> <p>〔1～5 略〕</p> <p>6 令第59条の6第16項の規定又は令第59条の6の3第13項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長 の印を押さなければならない。</p> <p>〔7 略〕</p> <p>第四号様式の三（令第三十四条の二第一項の証明書の様式）（第四条関係）</p> <p>証 明 書</p> <p>住所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町) 何番地</p> <p>氏 名</p> <p>右の者は、平成何年何月何日 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町) 何番地から (当該都道府県の区域内の何郡(市)(区)何町(村)字何(町) 何番地に住所を移し、更に平成何 年何月何日当該住所地から)当該都道府県の区域内の本市(区)(町)(村)(何郡(市)(区)何町(村) (の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。</p> <p>平成何年何月何日</p> <p>都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)長 氏 名印</p> <p>第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）（第五条関係）</p> <p>〔その一～その三 略〕</p> <p>備考</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 様式その一、様式その二又は様式その三による投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。</p>	<p>(縦覧に供する書面の様式)</p> <p>第二条 法第二十三条第一項の規定による縦覧に供する書面は、別記第三号様式に準じて調製し なければならない。</p> <p>別記</p> <p>第三号様式（縦覧に供する書面の様式）（第二条関係）</p> <p>〔様式略〕</p> <p>第四号様式の二（選挙人名簿登録証明書の様式）（第三条関係）</p> <p>〔様式同上〕</p> <p>備考</p> <p>〔1～5 同左〕</p> <p>6 令第59条の6第16項の規定又は令第59条の6の3第11項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長 の印を押さなければならない。</p> <p>〔7 同左〕</p> <p>第四号様式の三（令第三十四条の二第一項の証明書の様式）（第四条関係）</p> <p>証 明 書</p> <p>住所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町) 何番地</p> <p>氏 名</p> <p>右の者は、平成何年何月何日 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町) 何番地から 当該都道府県の区域内の本市(区)(町)(村)(何郡(市)(区)何町(村)(の区域内に住所を移し、引 き続き住所を有する者であることを証明する。</p> <p>平成何年何月何日</p> <p>都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)長 氏 名印</p> <p>第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）（第五条関係）</p> <p>〔その一～その三 同上〕</p> <p>備考</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 様式その一による投票用紙は黒色のインクで、様式その二又は様式その三による投票用 紙は赤色のインクで印刷し、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない</p>

〔四〇六 略〕

第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）（第五条関係）

〔その一〇その三 略〕

備考

〔一・二 略〕

三 様式その一、様式その二又は様式その三による投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。

〔四〇六 略〕

第九号様式の二（令第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第八條の二関係）

〔様式略〕

備考

〔一 略〕

二 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十条第五項の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

三 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求をする場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

〔四〇六 同上〕

第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）（第五条関係）

〔その一〇その三 同上〕

備考

〔一・二 同上〕

三 様式その一による投票用紙は黒色のインクで、様式その二又は様式その三による投票用紙は赤色のインクで印刷し、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。

〔四〇六 同上〕

第九号様式の二（令第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第八條の二関係）

〔様式同上〕

備考

〔一 同上〕

〔号を加える。〕

二 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求をする場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

第十号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係）

宣 誓 書

私は、何選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

次の1から5のいずれかに○を付して下さい。

1	ア、仕事 イ、学業 ウ、地家行事の役員 エ、本人又は親族の冠婚葬祭 オ、その他（ ）	に従事	※左のアからオのいずれかに○を付して下さい。オの場合は具体的に記載して下さい。
2	1以外の用事又は事故のため、 ア、本市町村以外 イ、本市町村内（ ）	に外出・旅行・滞在	※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。イの場合は具体的に記載して下さい。
3	ア、疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ、刑事施設等に収容		※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。
4	交通至難の處等（ ）に居住・滞在		（※具体的に記載して下さい。）
5	住所移転のため、本市町村以外に居住		
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難		

上記は、真実であることを誓います。

平成何年何月何日

氏 名	住 所	生年月日
現	住 所	

選挙人名簿に記載されている住所（現住所と異なる場合のみ記載すること）

第十号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係）

宣 誓 書

私は、何選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

次の1から5のいずれかに○を付して下さい。

1	ア、仕事 イ、学業 ウ、地家行事の役員 エ、本人又は親族の冠婚葬祭 オ、その他（ ）	に従事	※左のアからオのいずれかに○を付して下さい。オの場合は具体的に記載して下さい。
2	1以外の用事又は事故のため、 ア、本市町村以外 イ、本市町村内（ ）	に外出・旅行・滞在	※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。イの場合は具体的に記載して下さい。
3	ア、疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ、刑事施設等に収容		※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。
4	交通至難の處等（ ）に居住・滞在		（※具体的に記載して下さい。）
5	住所移転のため、本市町村以外に居住		

上記は、真実であることを誓います。

平成何年何月何日

氏 名	住 所	生年月日
現	住 所	

選挙人名簿に記載されている住所（現住所と異なる場合のみ記載すること）

第十三号様式の六（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）
（第十条の四関係）

その一

請 求 書	公職選挙法第四十九条第二項の規定により、何選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第五十九条の四第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 現在する場所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地 平成何年何月何日
	氏名
	何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名 あて
備考	一 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。 二 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。 三 郵便等投票証明書を必ず提示すること。 四 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十九条の四第三項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。

その二

請 求 書	公職選挙法第四十九条第二項の規定により、何選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第五十九条の四第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 現在する場所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地 平成何年何月何日
	氏名
	代理記載人となるべき者の氏名 何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名 あて
備考	一 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。 二 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。 三 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。 四 郵便等投票証明書を必ず提示すること。

第十三号様式の六（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）
（第十条の四関係）

その一

請 求 書	公職選挙法第四十九条第二項の規定により、何選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第五十九条の四第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 現在する場所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地 平成何年何月何日
	氏名
	何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名 あて
備考	一 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。 二 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。 三 郵便等投票証明書を必ず提示すること。 「号を加える。」

その二

請 求 書	公職選挙法第四十九条第二項の規定により、何選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第五十九条の四第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 現在する場所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番地 平成何年何月何日
	氏名
	代理記載人となるべき者の氏名 何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名 あて
備考	一 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。 二 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。 三 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。 四 郵便等投票証明書を必ず提示すること。

五 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十九条の四第三項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。

〔備考 略〕

第十三号様式の七の二（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第十条の五の三関係）

〔様式略〕

備考「一 略」

二 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十九条の五の四第六項の申請をする場合には、備考欄に「引続居住」と記載すること。

三 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求をする場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第十条の七関係）

〔その一 様式略〕

〔その二 様式略〕

〔その三 様式略〕

〔備考 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔号を加える。〕

〔備考 同上〕

第十三号様式の七の二（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第十条の五の三関係）

〔様式同上〕

備考「一 同上」

〔号を加える。〕

二 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求をする場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第十条の七関係）

〔その一 様式同上〕

第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（十条の七関係）

〔その二 様式同上〕

第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（十条の七関係）

〔その三 様式同上〕

〔備考 同上〕

(在外選挙執行規則の一部改正)

第二条 在外選挙執行規則(平成十一年自治省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>第二条 削除</p> <p>別記 第三号様式 削除</p> <p>第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係）</p> <p>その一 「様式略」</p> <p>備考 「一 略」</p> <p>二 この様式による投票用紙は、事情の許す限り、様式その二又は様式その三と色の異なる用紙を使用しなければならない。</p> <p>「三 略」</p> <p>その二 「様式略」</p> <p>備考 「一 略」</p> <p>二 この様式による投票用紙は、事情の許す限り、様式その一と色の異なる用紙を使用しなければならない。</p> <p>「三 略」</p> <p>その三 「様式略」</p> <p>備考 「一 略」</p> <p>二 この様式による投票用紙は、事情の許す限り、様式その一と色の異なる用紙を使用しなければならない。</p> <p>「三 略」</p>	<p>（縦覧に供する書面の様式）</p> <p>第二条 法第三十条の七第一項の規定による縦覧に供する書面は、別記第三号様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>別記 第三号様式（縦覧に供する書面の様式）（第一条関係） 「様式略」</p> <p>第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係）</p> <p>その一 「様式同上」</p> <p>備考 「一 同上」</p> <p>二 この様式による投票用紙は、黒色のインクで印刷し、事情の許す限り、様式その二又は様式その三と色の異なる用紙を使用しなければならない。</p> <p>「三 同上」</p> <p>その二 「様式同上」</p> <p>備考 「一 同上」</p> <p>二 この様式による投票用紙は、赤色のインクで印刷し、事情の許す限り、様式その一と色の異なる用紙を使用しなければならない。</p> <p>「三 同上」</p> <p>その三 「様式同上」</p> <p>備考 「一 同上」</p> <p>二 この様式による投票用紙は、赤色のインクで印刷し、事情の許す限り、様式その一と色の異なる用紙を使用しなければならない。</p> <p>「三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。
- 2 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）及び第二条による改正後の在外選挙執行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいう。）が施行日前である選挙人名簿の縦覧については、なお従前の例による。
- 4 縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。